

日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程細則

平成 24 年 10 月 5 日

日本アーカイブズ学会長決定

日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程（以下「規程」という。）に基づき、かつ同規程を適正に実施するため、この細則を定める。

（定義）

第 1 条 この細則において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

（資格委員会の運営）

第 2 条 規程第 3 条第 2 項の定める資格委員会の運営は、以下による。

- 2 資格委員会委員長（以下「委員長」という。）は会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 資格委員会は委員長が招集する。
- 5 資格委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 6 資格委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否が同数の時は、委員長の決するところによる。
- 7 資格委員会の庶務は、日本アーカイブズ学会事務局において処理する。

（規程第 7 条第 2 項の定める書類及び審査料）

第 3 条 規程第 6 条に基づく登録申請にあたって提出する書類は、附表で定める書類とする。

- 2 審査料は、8,000 円とする。

（規程第 9 条第 2 項の定める異議申立ての手続）

第 4 条 規程第 9 条第 2 項の定める異議申立ての方法は以下による。

- 2 異議申立てをする者は、規程第 9 条第 1 項で定める審査の結果を不当とする理由を明記した文書を、会長へ提出する。
- 3 前項の異議申立てに関する審議は、資格委員会が行い、審議の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 会長は前項の報告を、本学会委員会の議を経て、申立人に文書で通知する。

（規程第 10 条第 3 項の定める登録料）

第5条 登録料は、2,000円とする。

(規程第12条第5項の定める書類及び登録更新審査料)

第6条 登録更新申請にあたって提出する書類は別に定める。

2 更新審査料は、5,000円とする。

(規程第13条第6項の定める登録更新料)

第7条 更新登録料は、2,000円とする。

(規程第13条第7項で定める異議申立ての手続)

第8条 規程第13条第7項で定める異議申立ての方法は以下による。

2 異議申立てをする者は、規程第13条第3項で定める登録更新に係る審査の結果を不当とする理由を明記した文書を、会長へ提出する。

3 前項の異議申立てに関する審議は、資格委員会が行い、審議の結果を会長に報告しなければならない。

4 会長は前項の報告を、本学会委員会の議を経て、申立人に文書で通知する。

(細則の改正)

第9条 この細則は、本学会委員会の議を経て会長が改正する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、資格委員会の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年10月5日から施行する。

< 附 表 >

【6 条 1 号申請に必要な書類】

1	登録審査申請書（書式 1(1)）
2	実務経験申告書（書式 1(2)）
3	学位の取得を証明する書類
4	規程別表 1 に定める科目の履修を証明する書類
5	上記科目の内容と時間数を示す書類
6	申請料の納付を証明する書類
7	その他必要な書類

【6 条 2 号申請に必要な書類】

1	登録審査申請書（書式 2(1)）
2	実務経験申告書（書式 2(2)）
3	専門的業績説明書（書式 2(3)）
4	学位の取得を証明する書類
5	規程別表 1 に定める科目の履修を証明する書類
6	上記科目の内容と時間数を示す書類
7	申請料の納付を証明する書類
8	その他必要な書類

【6 条 3 号申請に必要な書類】

1	登録審査申請書（書式 3(1)）
2	実務経験申告書（書式 3(2)）
3	専門的業績説明書（書式 3(3)）
4	学位の取得を証明する書類
5	申請料の納付を証明する書類
6	その他必要な書類

【6 条 4 号申請に必要な書類】

1	登録審査申請書（書式 4(1)）
2	実務経験申告書（書式 4(2)）
3	専門的業績説明書（書式 4(3)）
4	学位の取得を証明する書類
5	申請料の納付を証明する書類
6	その他必要な書類